

財務 VOL.27

“住民税”を正しく理解されていますか？

税金において、6月は住民税の課税が始まる月です。そこで、今回は住民税の基本的な事項の再確認と多くの方が正しく理解されていないと思われる点についての解説をさせていただきます。

①住民税とは

個人に対して国が課税する所得税に対して、都道府県、市区町村が課税する税金がそれぞれ「**都道府県民税**」「**市区町村民税**」で、この二つを合わせて「**住民税**」といいます。

住民税が、所得税と大きく違う点は、所得が発生した年の“翌年”に税金を支払うことです。従って、失業などで現在は収入がない方や亡くなられた方にも住民税が課税されるということが生じます。

②年収103万円までは税金がかからない？

個人の住民税は都道府県と市区町村それぞれの「**所得割**」と「**均等割**」を合算したものとなります。

「所得割」は所得金額から扶養や社会保険料などの控除を差し引いて、市区町村民税6%、都道府県民税4%の税率をかけて計算いたします。税率は自治体が任意に設定できますが、実際に税率を引き上げているのは神奈川県、夕張市、豊岡市のみです。ちなみに、市長が税率を5.4%に引き下げて大きな話題になった名古屋市も6%に戻っており、今年、標準より税率が低いのは、埼玉県北本市が一年限りで引き下げている事例があるだけです。

「均等割」は一定金額以上の収入があれば、自治体ごとに定められた金額が課税されます。扶養親族の人数等によって異なりますが、給与所得のみで扶養親族がいない方の**基準となる収入金額と「均等割」の税額**の具体例を挙げると以下の表のようになります。

	収入金額	市民税	府県民税
大阪府大阪市	100万円	3,000円	1,000円
和歌山県橋本市	93万円	3,000円	1,500円
滋賀県草津市	97万円	3,000円	1,800円

このように「**均等割**」は課税の分岐点となる収入金額が所得税と異なりますが、「**所得割**」も所得税とは計算が異なるため、所得税がかからなくても課税されることがあります。

所得税と「**均等割**」「**所得割**」の課税範囲を次の表にまとめました(例:橋本市 所得控除は基礎控除のみと仮定)。

	均等割	所得割	所得税
年収 ≤ 93万円	非課税	非課税	非課税
93万円 < 年収 ≤ 100万円	課税	非課税	非課税
100万円 < 年収 ≤ 103万円	課税	課税	非課税

ご主人の扶養から外れない様に年収を103万円以下に抑えて、ご自身の所得税も納めなくて済んだパートさんが、住民税の通知書を受け取って、慌てて先生方に問い合わせをして来られるという話がよくあります。年収が103万円以下ならば所得税が課税されないの、住民税も納税義務がないと考えておられた訳ですが、**所得税がかからないから住民税もかからないとは必ずしも言い切れない、住んでおられる自治体によって変わってくる、**という点に是非ともご留意下さい。

③隣の市は住民税が安い？

「うちの市は住民税が高いから、損をしている。」

このように仰られる方がいらっしゃいますが、「**所得割**」が異なるのはごく一部の例外だけです。「**均等割**」は大方の県が引き上げていますが、その差は多いところでも千円程度に過ぎません。**一般的には自治体間で住民税額に大きな差はないことをご理解下さい(前出の表をご参照ください)。**

もともと、国民健康保険料の様に、お住まいの市区町村によって負担が大きく変わるものもありますので、ご注意下さい。

④住民税の納付

住民税の納付は本人が直接納付する「**普通徴収**」と、事業主が従業員さんの分を給与から天引きして一括納付する「**特別徴収**」の2種類があります。「**普通徴収**」の場合は、市区町村から本人に届いた納付書によって各個人が自身の責任で納付し、「**特別徴収**」の場合は、6月から翌年5月の12回に分けて給与から天引きし各事業主が納付致します。なお、**賞与から天引きすることはありませんが、12等分した際の百円以下の端数を6月分に乗せるので6月分のみ金額が多くなります。**

また、「**均等割**」は課されても、「**所得割**」がかからない場合には、**6月に全額を納付**するので、7月以降の納付はありません。

いずれにせよ、**6月から新年度の徴収税額に変わり、7月にもう一度変更する必要があります**ので、給与計算事務のご担当者様は注意が必要です。

■ お知らせ

レポートの内容は、基本的に弊社が体験した経営上の課題を分かりやすく解説し、少しでも日々の経営に役立てて頂けるように作成しておりますが、「もっと詳しく知りたい」・「こんな話題も取り上げて欲しい」等のご要望がございましたら、ぜひお問合せ下さい。

また、「**具体的な相談に乗って欲しい**」というご要望がございましたら、「**無料経営相談**」をお申込み下さい。

★ 詳しくは、[病院経営 解決Navi](#) [検索](#) をご覧下さい！！